

(仮称) 守谷市総合公園新設整備・運営事業
募集要項等に関する質問（参加資格要件に関する事項）
への回答

- ・ 「(仮称) 守谷市総合公園新設整備・運営事業 募集要項等に関する質問（参加資格要件に関する事項）への回答」を次のとおり公表します。多くの質問をいただき、誠にありがとうございました。
- ・ 質問は原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。
- ・ 募集要項等に関する質問への回答は、募集要項等と一体をなすものとしします。

令和8年2月27日

守谷市

■募集要項等（参加資格要件に関する事項）に関する質問への回答

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
1	募集要項	0	用語定義				統括管理企業	用語定義において、「統括管理業務を行う企業（1社）」と記載されていますが、複数社での実施をお認めいただけないでしょうか。 要求水準書において、統括管理業務の業務内容として『プロジェクトマネジメント業務』と『エリアマネジメント業務』の二つが記載されていますが、これら二つの業務は異なる専門性が必要です。各業務の質を確保するため、複数社での実施をお認めいただきたいです。 また、複数社で統括管理企業を務めることをお認めいただける場合、様式3-3『グループ構成及び役割分担表』を記載する際に、統括管理企業（プロジェクトマネジメント業務）、統括管理企業（エリアマネジメント業務）と明記する必要がありますでしょうか。	「本事業において統括管理業務を行う企業（1社又は複数社）」と修正します。 様式3-3（グループ構成及び役割分担表）については、※1に従って表を追加して記載することとし、統括管理企業（プロジェクトマネジメント業務）、統括管理企業（エリアマネジメント業務）と明記する必要があります。
2	募集要項	19	第3	5	(2)			各役割・業務内容に基づいた「守谷市競争入札参加資格規程に基づく令和7・8年度有資格者名簿に記載されていること」が参加資格要件となっていますが、参加資格申請書類には、入札参加資格申請で登録/入札参加権限を委任した代表者・住所ではなく、本件を担当する部署の代表者・住所を記載してもよろしいでしょうか。貴市の入札参加資格で登録/入札参加権限を委任した部署と、本件を担当する部署が異なる場合がある為、確認でございます。	守谷市競争入札参加資格規程に基づく令和7・8年度有資格者名簿に記載されていることは、応募者の参加資格要件となります。そのため、様式3-1（参加表明書）等の参加資格申請書類には、当該名簿に記載されている者の代表者や住所等を記載します。
3	募集要項	20	第3	5	ウ 施工企業	(ア)		複数の企業が施工企業となる場合、監理技術者はどの企業の所属でも良いでしょうか。 また、その場合、⑤の都市公園の実績を有する企業と監理技術者を配置する企業は同一である必要がありますか。	前段について、ご理解のとおりです。後段について、同一である必要はございません。
4	募集要項	20	第3	5	ウ 施工企業	(ア)		申請から施工開始まで数年の期間がありますが、申請時に登録した監理技術者を施工開始時までに変更することは可能でしょうか。	やむを得ない事情（病氣、怪我、退職、死亡など）がある場合は変更を認めます。
5	様式集							代理人、復代理人の定義をご教示頂きたいです。 (代理人は代表企業の代表者、復代理人は提出等の実務を行う担当者でしょうか。) また様式3-1の右上、代表企業代表者（復代理人）となっておりますが、代表企業の代表者なのか、復代理人なのかどちらを記載すればよろしいでしょうか。	代理人は代表企業代表者、復代理人は代表企業の実務担当者などを想定しています。 代理人と復代理人は同等の立場となりますので、様式3-1の右上については、いずれかを記載してください。
8	様式集	16	様式3-1				参加表明書 グループ構成	様式3-1では、代表企業、構成員、協力企業の全ての会社が一枚に押印し提出することとなっておりますが、効率的に押印手続きを進めるため、各社一枚ずつ押印したものを提出することもお認めいただけないでしょうか。	可とします。
9	様式集	18	様式3-2 [2/3]				3-3グループ 企業構成及び 役割分担 表添付書類	公園・建築の施工業務を行う施工企業が同一の場合（支店が違う場合を含む）、企業概要（パンフレット等）・連結決算の貸借対照表及び損益計算書・納税証明書は同一のものであってもそれぞれ添付するのをお教えます。	公園・建築の施工業務を行う施工企業が同一の場合（支店が違う場合を含む）は、企業概要（パンフレット等）や連結決算の貸借対照表及び損益計算書をそれぞれで提出する必要はございません。ただし、施工企業が同一の場合でも支店が異なる場合は、納税証明書をそれぞれで提出してください。

■募集要項等（参加資格要件に関する事項）に関する質問への回答

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
7	様式集		様式3-3					代表企業を施設整備段階、維持管理・運営段階で変更する場合は参加表明・資格申請関連の各資料は基本的には当初の代表企業名を記載、様式3-3のみ2社分を記載する形でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	様式集	20	様式3-3				応募者の役割	1社が複数の役割を担う（例：設計企業が工事監理企業を兼ねる）場合においても、様式3-3では各役割ごとに記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	様式集		様式3-10					配置予定技術者は募集要項記載の条件を満たしており、工事着手前であれば資格申請時提出時の者から変更可能と考えてよろしいでしょうか。	No. 4の回答をご参照ください。
11	様式集	28 30	様式3-10				配置予定技術者調査書添付書類	技術者の雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）はマイナ保険証となり会社名の記載がなくなったので他の具体的な書類をお示しください（監理技術者資格者証・雇用保険被保険者証等）。	監理技術者資格者証（所属会社名が記載されているものに限る）、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、所属会社の雇用証明書等の写しを提出してください。
12	様式集	29 31	様式3-9				施工実績調査書添付書類	※実績内容がわかる図面や仕様書にはCORINS登録内容確認書（工事実績）は含まれますでしょうか。また、CORINSを添付した場合、発注証明又は契約書の写しの添付は不要との考えでよいでしょうか。	前段について、実績内容が分かる図面や仕様書等にCORINS登録内容確認書は含まれておりません。後段について、発注証明又は契約書の写し等としてCORINS登録内容確認書を提出することは可とします。
13	基本協定書（案）	2	5条	1項			SPCの株主	「構成員は（中略）出資引受額の出資を自ら行い、またその他の株主をして出資を行わせる」との記載がありますが、各構成員は個別に直接、市に「出資」を確約しておりますので、他の構成員に「出資を行わせる」義務を負わせること不要であると思料します。「また」以降の文言の削除をご検討下さい。本事業を共同して取り組むグループを組成する構成員どうしであっても、他者にある行為を行わせることは困難であり、倒産隔離の観点からも相応しくないと考えます。参加表明を検討する際に重要な観点でございますので、今回の質疑にて質問させていただきます。ご検討をお願いします。	第4条において、構成員を含む選定事業者は、提案書類に記載された出資割合に従ってSPCを設立する義務を負っており、第5条第1項の「その他の株主をして出資を行わせる」義務は、第4条の提案書類に従ってSPCを設立する義務と実質的には同じことですので、原案のとおりとします。
14	基本協定書（案）	2	5条	2項			SPCの株主	「構成員は（中略）各号の事項を誓約し、かつ、事業契約の仮契約及び事業契約の締結時並びにその後の株主又は資本費の変更時において、その時々のSPCの各株主をして、次の各号の事項を誓約させるとともに、事業契約の締結またはその後の株主若しくは資本金の変更後直ちに、別紙3の様式の株主誓約書を提出させなければならない」と記載されていますが、取消し線部分についての削除をご検討下さい。構成員は個別に市に誓約を既に行っており、構成員が他の構成員の誓約を担保することは不要と考えます。（本事業において、構成員で100%の出資が求められているため、他構成員の出資を確約する建付けはその意味でも不要です。）参加表明を検討する際の重要なポイントとなりますので今回の質疑にて質問差し上げております。ご検討下さい。	新たにSPCの株主になる者は基本協定の当事者ではないことから、基本協定の契約当事者たる構成員に一定の義務を負わせておく必要があるため、原案のとおりとします。

■募集要項等（参加資格要件に関する事項）に関する質問への回答

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
15	基本協定書（案）	3	5条	3項			SPCの株主	「前項の内容を担保するため株主間契約を締結し、その写しを市に提出する」との趣旨の規定ですが、前項の内容は前項（2項）で構成員は既に、市に対して誓約しておりますので、本項の規定存置は不要かと存じます。参加表明の検討において重要なポイントですので、今回の質疑にて質問させていただきます。ご検討よろしくお願いします。	構成員間においても基本協定に反しない内容の合意がなされているか確認をする必要があるため、原案のとおりとします。
16	基本協定書（案）	5	9条	2項			業務の委託	「選定事業者は、（中略）受託者等をして、誠実に業務を遂行させなければならない」との規定となっておりますが、選定事業者は構成員・協力企業、構成企業を指しており、他者である受託者に業務を遂行させるということは困難であり、倒産隔離の観点からも相応しくないと考えます。参加表明検討の重要なポイントですので今回の質疑にて質問させていただきます。ご検討よろしくお願いします。	基本協定締結時においては、SPCが設立されていないことから、SPCの株主及び/又はSPCからの業務受託者である選定事業者において、SPCが（自分以外の）選定事業者と締結する請負契約・業務委託契約の内容が募集要項等及び提案書類に従ったものとなるよう作成していただき、また、業務実施中のセルフモニタリングにおいても、SPCを通じて、募集要項等及び提案書類に従ったものとなるよう各業務を監視していただく必要がありますので、原案のとおりとします。
17	基本協定書（案）	5	10条	2項			事業契約の不調の場合の処理	「（前略）選定事業者は、市の請求があり次第、当該請求において定められた金額を連帯して市に支払うものとする。」との規定ですが、違約金はその責めに帰すべき事由を生ぜしめた企業のみに対して請求されるべきであり、それを選定事業者（構成員、協力企業、構成企業）の連帯の債務とするのは過度な要請だと思料します。倒産隔離の観点からも相応しくないと考えます。「連帯規定」の削除をご検討下さい。参加表明検討の重要なポイントですので、今回の質疑において質問させていただきます。	第8条の規定に違反するようなことは絶対に行ってはならない事項であり、選定事業者各自においても、他の選定事業者が第8条記載の事由に該当しないよう監視していただく必要があることから、原案のとおりとします。
18	基本協定書（案）	8	別紙1				確認書	確認書はSPCが捺印する内容となっております。末尾の「（前略）本基本協定の各条項を遵守することを誓約致します。」とありますが、SPCは本協定書の当事者ではありませんので、削除をご検討頂きたくお願いします。SPCと選定事業者（構成員、協力企業、構成企業）とは立ち位置がことなります。倒産隔離の観点からも当該末尾規定は相応しくないと思料します。参加表明の検討の際に重要なポイントですので、今回の質疑にて質問させていただきます。ご検討よろしくお願いします。	SPC設立後に、SPC自身に基本協定の内容を確認・了承していただく必要があることから、原案のとおりとします。
19	基本協定書（案）	10	別紙3				株主誓約書	株主誓約書の前文に「（前略）市に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ表明及び保証いたします。」との規定がございますが、「連帯して」の削除をご検討頂きたくお願いします。株主（構成員）は本事業に共同で参画するもの、他者と連帯して誓約・表明保証を行うことは困難です。倒産隔離の観点からも相応しくないと考えます。参加表明の検討の際の重要なポイントとなりますので、今回の質疑にて質問させていただきます。ご検討よろしくお願いします。	基本協定において選定事業者各自が約束している内容であり、また、SPCに関する事項で構成員に約束していただく必要がありますので、原案のとおりとします。